

2025年9月5日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

議決権行使許容・禁止の仮処分の申立ての取下げに係る書面の 受領に関するお知らせ

株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）は、2025年8月19日付で、当社、当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）、他1社に対し、議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を大阪地方裁判所に申し立てておりましたが、同年9月5日付で、当社はクシムが本件申立てを同年9月1日付で取り下げた旨の書面を受領いたしましたことをお知らせいたします。

記

クシムは、2025年6月12日に大阪地方裁判所堺支部に申し立てた、「令和7年(ヒ)第6号株主総会招集許可申立事件」における同年8月4日付招集許可決定に基づき、2025年9月3日を開催日とする ZED ホールディングスの臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を招集いたしました。

本件申立ては、クシムが本総会に先立ち、クシムの議決権行使認容を求める一方で、当社、ZED ホールディングス及び他1社の議決権行使禁止を求めるものでしたが、同年9月1日付でクシムにより申立ての全部の取下げがなされ、同月5日付で、当社は、当該取下げに係る書面を受領いたしました。

当社はこれまで、ZED ホールディングスの統治体制を巡る問題に関し、適切な法的手続きを講じてまいりました。当社が2025年8月に東京地方裁判所へ申し立てた、クシムに対する「令和7年(ワ)第30222号議決権行使禁止の仮処分命令申立事件」については、同裁判所より、クシムは本総会において議決権を行使してはならない旨の決定が出され、これに対してクシムは保全異議申立（東京地裁令和7年(モ)第90141号保全異議申立事件）及び保全抗告（東京高裁令和7年(ラ)第2099号保全異議抗告事件）を行いました。いずれも当社の主張が認容され、クシムの議決権行使を禁止する仮処分決定が維持されております。

当社としては、これまでの司法判断の経緯等を踏まえ、引き続き正当な統治体制のもとで、株主総会の適正な運営及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社は今後も、グループ全体の企業価値及びコーポレート・ガバナンスの強化を通じて、株主及びステークホルダーの皆様の信頼にお応えしてまいります。

以上